

## 《 交通安全知識テスト（飲酒運転編） 》 解答・解説

番号	解答	解説
1	○	飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。強い意志を持って飲酒運転を根絶させましょう。
2	○	アルコールは少量でも脳の機能を麻痺させます。飲酒したら、絶対に運転をしてはいけません。
3	○	免許が取消しとなります。欠格期間※が3年です。（前歴0回及びその他の累積点数がない場合）
4	×	違反点数が25点で、免許の取消しとなります。欠格期間が2年です。
5	○	車両の提供者には、酒酔い運転の場合5年以上の懲役または100万円以下の罰金。酒気帯び運転をした場合3年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。
6	○	酒類の提供者には、酒酔い運転の場合3年以上の懲役または50万円以下の罰金。酒気帯び運転の場合2年以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられます。
7	×	酒類の提供者と同様の罰則があります。ドライバーと周囲の力で、「飲酒運転は絶対にしない、させない」ことです。

※警察庁ホームページより作成

※欠格期間とは、運転免許を取り消された場合に、運転免許を受けることができない期間